

吹田市文化会館電話交換設備更新業務仕様書（案）

1 概要

1.1 一般事項

本仕様書は、吹田市文化会館電話交換設備更新業務について規定するものである。

1.2 適合法令等

本仕様書に記載なき事項は、次の各号に定める法令規則等（最新版）に準拠するものとする。

- (1) 日本工業規格（JIS）
- (2) 電気規格調査会標準規格（JEC）
- (3) 日本電気工業会標準規格（JEM）
- (4) 電子情報技術産業協会規格（JEITA）
- (5) ITU、ISO、IEC、IETF等の国際標準化機関の勧告、規格
- (6) IEEE、その他国内公知の関係法令、基準規格等

その他、施工にあたり疑義が生じた場合は速やかに本市文化スポーツ推進室及び吹田市文化振興事業団と協議の上、対応すること。

1.3 備考

本仕様書に記載された内容については、本市文化スポーツ推進室により同等以上と認められる場合のみ、変更が可能なものとする。

1.4 業務内容

(1) 電話交換設備の設計

- ① 電話交換機に代表される電話交換設備を更新するにあたり、更新対象の設備から既存設備への接続機器類までの範囲について設計を行う。その他吹田市文化会館内のMD F、配線については、原則として既存配線を使用すること。
- ② 設計図書については本市文化スポーツ推進室に提出し、承認を受けること。また、更新作業については必ず承認を受けた設計図書に基づき実施すること。

(2) 電話交換設備更新作業

電話交換機、電源装置、電話機の更新を行う。施工にあたっては、本市文化スポーツ推進室と協議の上、その指示に従って行うこと。電話交換設備の切替は別途指定した日時に実施するものとする。

(3) 撤去

既設電話交換機及び電源装置、不要になった付帯装置及びケーブル類の撤去を行う。

1.5 納入機器

1.5.1 納入機器数量（想定する機器品番を括弧書きで示す）

(1) 電話交換機

電話交換機（HITACHI 製 MX-01 V2）1 式

(2) 電源装置

電話交換機用電源装置

(3) 電話機

デジタル多機能電話機（HITACHI 製（HI-24G-TELSDA））21 台

※以下、既設流用数量を示す。

一般電話機（HITACHI 製 HIT-E5（N））52 台 既設流用

その他の機器については下表のとおりとする。

仕様・名称	数量
MXB-BCBTACCUBRMTA MXB 基本キャビネット CCUB 遠隔保守セットA	1 枚
MXA-28AHBATT A MXA28AHバッテリーA	1 式
MXA-BATTBOXA MXAバッテリーボックスA	1 式
MXA-8DLINA MXA 8回路デジタル電話機ライン回路A	2 枚
MXA-P8DLINA MXA増設8回路デジタル電話機ライン回路A	2 枚
MXA-16SLINC MXA16 回路単独電話機ライン回路C	4 式
MXA-8C0TA MXA 8回路局線トランクA	1 枚
MXA-IDR-LI2A MXA ID受信トランクソフト2ライセンスA	4 式
HI-24G-TELSDA HI-24G-多機能電話機	21 台
HI-24G-TELPFA HI-24G-多機能電話機PFA	2 台
HI-A2 2（GW） HI-A2 II電話機	10 台
MS-R-MXSTDP6A MX工事・保守支援スタンダードプラス	1 式

1.5.2 納入場所

吹田市文化会館（メイシアター）

住所：吹田市泉町 2-29-1

1.6 搬入

搬入機器、その他現場の状況を考慮し、安全に据付場所へ搬入することとする。

養生及び仮設その他資材設置にかかる費用も本業務の費用に含めて積算すること。

1.7 試験

機器据付完了後、総合試験を行うこととする。試験結果に不良があれば、原因を解消した上で、再試験を行うこと。

1.8 検査及び検収

前項の試験結果が良好であった場合、本市文化スポーツ推進室立会いの上、検査を受けること。
合格をもって検収を行うこととする。

1.9 申請手続き

本業務の施工、完成に必要な通信事業者への手続きは、請負業者が代行することとする。

1.10 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

1.11 作業日

電話を不通にして作業を行う日は令和8年2月2日（月）のみとする。

上記日程以外で、架電が可能な状態での作業が必要な場合は、本市文化スポーツ推進室及び吹田市文化振興事業団と協議のうえ、日程を決定するものとする。

1.12 特記事項

（1）電気通信事業法の「総合通信」（旧「AI・DD総合種」）工事担任者の資格を有するものが監理・監督を行うこととする。

（2）事前に設備を充分把握するとともに、吹田市文化会館の運営業務に支障なく切替えを行うこと。不良箇所への対応等により、吹田市文化会館の業務時間内において電話交換設備の運用に支障が出る場合には、既存設備を使用できるよう復旧するなど、障害発生への対策を講じること。吹田市文化会館の代表電話番号については、切替え作業中の代替回線を用意すること。

（3）施工にあたり、石綿（アスベスト）含有建材の有無を事前調査すること。事前調査にかかる費用については本業務の積算に含むものとする。

（4）事前調査により作業範囲に石綿含有建材が認められる場合は、対策について担当職員と協議の上、建築物解体工事共通仕様書及び標準仕様書、非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針等に基づき、処理すること。

また、処理作業時は関係者以外の立入禁止やその旨を表示の上、湿潤化、保護具の着用、集じん機を使用するなど石綿の飛散防止及び安全対策を行うこと。

2 電話交換設備仕様

2.1 電話交換設備 概要

本電話交換設備は、電源装置、電話機により構成され、下記の通話を行うことを主な使用目的とする。

（1）内線相互通話

- (2) 内線と局線間通話
- (3) 内線と専用線間通話

2.2 電話交換機

2.2.1 電話交換機 概要

- (1) 本電話交換機は、構内交換機に関する技術基準及び関係する法令規格等を満足するものとする。
- (2) 内線パッケージ棟の交換及び増設は主装置筐体内の主要モジュール（I/O ユニット/電源ユニット/CPU）の運用状態を停止することなく、活線で挿抜ができるものとする。
- (3) 本電話交換機はナンバーディスプレイに対応するものとする。
- (4) デジタル多機能内線について、ナンバーディスプレイを設定すること。

2.2.2 方式：下表に示すとおりとする。

通話路方式	スイッチング方式、PCM時分割方式	
制御方式	蓄積プログラム制御方式	
プロセッサ	32ビットマイクロプロセッサ以上	
中継方式	・個別着信方式 ・中継台方式 ・分散方式 ・PBXダイヤルイン方式 ・着サブアドレス呼出方式	・追加ダイヤルイン方式 ・マスターテレホン方式 ・グループマスターテレホン方式 ・INSネットダイヤルイン方式

2.2.3 トラフィック条件

内線電話機1回線あたりの標準発着呼量は6.0HCS以上とする。

2.2.4 収容回線数：下表に示すとおりとする。

	項目	使用	実装	備考
内線	一般内線	52 回線	64 回線	
	デジタル多機能内線	23 回線	32 回線	ナンバーディスプレイ対応
局線	アナログ回線	59 回線	64 回線	障害切替

2.2.5 電氣的条件

- (1) 電源電圧：DC24V±10%

2.2.6 構造

(1) 19 インチラック搭載もしくは自立架の専用ハードウェアを使用し、保守点検が容易な構造とする（汎用サーバの使用は信頼性を考慮し不可）。

(2) 耐震性能は、水平加速度 1.1G（震度 7 相当）に対応可能なこと。

2.2.7 環境条件

(1) 周囲温度：0℃～40℃

(2) 相対湿度：20%～80%（結露なきこと）

2.3 電源装置

2.3.1 概要

以下の機器について、3 時間以上の停電に対応すること。

対象：電話交換機

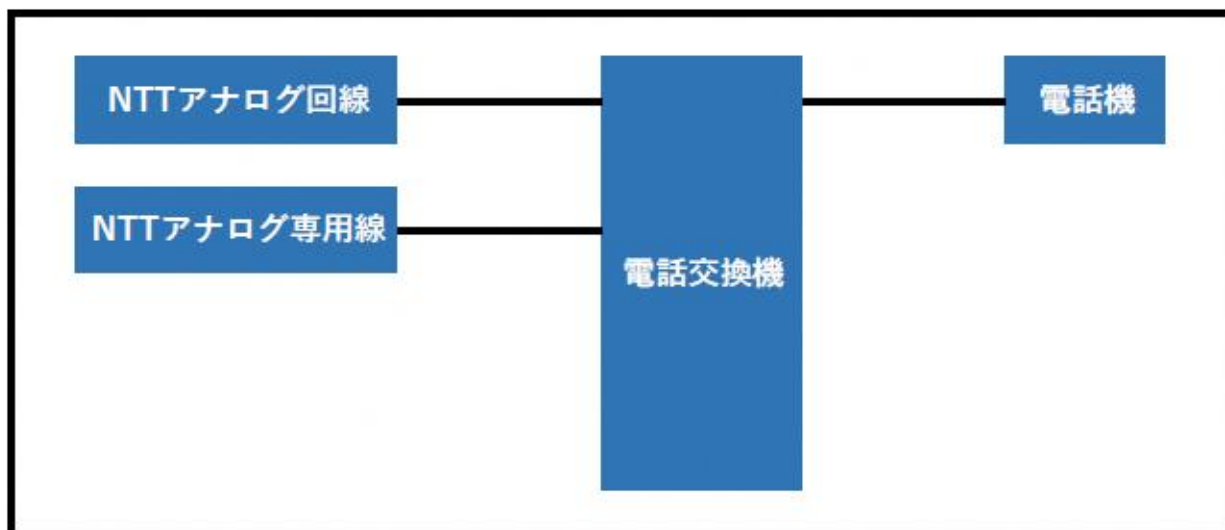
2.3.2 電話交換機用電源装置 整流器

入力単相 100V とする。

2.3.3 蓄電池

長寿命型メンテナンスフリー（5 年以上）タイプとする。

2.3.4 構成イメージ図



3 端末機器仕様

3.1 デジタル多機能電話機

3.1.1 機能ボタン数

機能ボタン数は、24 ボタン以上とする。

3.1.2 LCDディスプレイ

LCDディスプレイは、デジタル表示、漢字対応とする。

3.1.3 着信ランプ表示

着信時にランプ表示ができるものとする。

3.1.4 ナンバーディスプレイ

ナンバーディスプレイ機能に対応するものとする。

4 周辺機器仕様

4.1 保守装置

4.1.1 機能要件

- (1) 局データの新規登録、変更及び、削除作業が容易にできること。オンライン状態での局データ生成、変更設定が可能なこと。
- (2) 各種トラフィックが項目毎に測定できること。
- (3) パッケージの実装状態、スイッチ設定状態の読出し、表示ができること。
- (4) 保守装置へのログイン時のユーザーID に対してグレード設定ができ、グレード毎に設定コマンドの利用許可が可能であること。

5 留意事項

- (1) 作業工程については、施設運営および他の工事施工などの支障とならないよう本市文化スポーツ推進室及び吹田市文化振興事業団と事前に十分な打合せを行い決定すること。
- (2) 業務実施に当たり、疑義が生じた場合は、本市文化スポーツ推進室及び吹田市文化振興事業団と協議を行うこと。
- (3) 作業に伴い発生した廃棄物の処分については受託者の責任において適正に処理すること。
作業の実施にあたって、館利用者の事故防止に努めるとともに、本業務に起因する事故に対する一切の責任を負うこと。
- (4) 作業は契約締結後、準備が出来次第、早急を実施すること。
- (5) 現地確認される場合は、吹田市文化振興事業団に事前に連絡すること。

一般共通事項

修繕業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房庁営繕部監修公共建設工事標準仕様書「最新版」及び公共建築改修工事標準仕様書「最新版」（以下、「標準仕様書」という。）に準ずる。

事故防止

作業場の内外を問わず修繕業務実施に伴う危険防止、騒音防止等のため、建築基準法、労働基準法、消防法、環境基本法、吹田市環境基本条例その他関係法規に従ってその方策を講じること。

修繕業務実施において、他に損害を与えた場合に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

建設副産物の処理

※構外搬出適切処理

本修繕業務に伴い発生する建設副産物の処理に当たっては、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設副産物の適正処理推進要綱」等に基づき、再資源化の積極的活用を図ること。

「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設副産物の適正処理推進要綱」「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令を遵守し、適切に処理すること。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出すること。

空調機の撤去については、フロンの破壊証明書を提出すること。

再生資材の利用

「再生資源の利用の促進に関する法律」その他の関係法令等により、再生資源の積極的利用に努めること。

修繕業務写真

修繕業務着手前、修繕実施中、完成時、事故発生時及び本市文化スポーツ推進室の指示する場所を撮影し、1部提出すること。

修繕業務取合

既設物と本修繕業務との取合い、納まり等、図示なき部分も遺漏なきよう施行すること。

本修繕業務によって施設等において支障が生じる場合は、本市文化スポーツ推進室又は吹田市文化振興事業団の指示により養生または移設し現状復旧すること。

官公庁等への手続き

業務に必要な官公庁等への手続き等は、すべて受注者が代行して遅滞なく行い、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

完成検査

修繕業務が完了したときは、本市文化スポーツ推進室に通知し、本市文化スポーツ推進室の検査を受けること。

支払い請求等

本市文化スポーツ推進室の完成検査を受け、合格した後、請求できるものとする。

提出書類

本市文化スポーツ推進室が指示する書類を提出すること。

安全管理

資材搬入・搬出時は一般通行人、一般車両に迷惑がかからないよう配慮し、十分な安全管理を行うこと。万一損害を与えた場合は受注者の責任において解決し、それに要した費用はすべて受注者の負担とする。

修繕業務搬入路

修繕業務搬入路は本市文化スポーツ推進室及び吹田市文化振興事業団と充分打合せを行い、良好な維持管理を行うこと。なお、良好な維持管理、復旧に要する費用はすべて受注者の負担とする。

修繕業務跡地

修繕業務完了時には作業残材等を完全に取除き現状復旧すること。

疑義

修繕業務に際して万一疑義が生じた場合は、ただちに本市文化スポーツ推進室と協議すること。